

令和8年度リスクリソース人材育成プラン策定伴走支援事業運営業務委託仕様書

1 概要

本仕様書は、「令和8年度リスクリソース人材育成プラン策定伴走支援事業」（以下「本事業」という。）の運営業務（以下「本業務」という。）の委託について、必要な事項を定めたものである。

2 本事業の目的

デジタル技術の進展や環境問題の深刻化など、急激な速度で社会環境が変化する中で、特に企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーション等への対応の必要性の拡大に伴い、労働生産性の向上に向けて、業務効率化や付加価値向上を図っていくためのリスクリソースの重要性がますます高まっている。

広島県では企業のリスクリソース推進を図る取組を進めているところであり、リスクリソースに取り組む企業は着実に増え、成果が出始めている企業も出てきている一方で、リスクリソースの成果が現れていない企業では、リスクリソースを実施することを目的としてしまい、経営戦略と紐づいたリスクリソースの方針を定められていないことや、従業員が知識やスキルを習得したものの、活用する業務が整備できていないことなどが課題として見受けられる。

県内企業が、新規事業の創出や既存業務の高付加価値化といった成果に直結するリスクリソースを自律的・継続的に実践し、持続的な成長につなげていくために、経営戦略に沿ったリスクリソース人材育成計画の策定伴走支援を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 本事業の概要

（1）対象企業

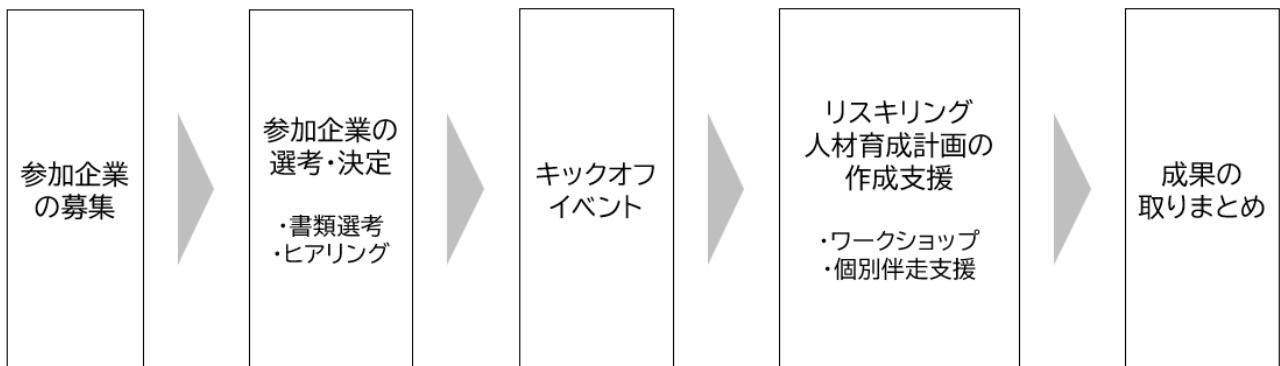
本事業の対象企業は、広島県内に本社、本店、支店又は事業所等を有し、リスクリソースの方針決定に課題を有する、またはリスクリソースの取組の成果が現れない等の悩みを抱える企業とする。

なお、本事業の参加企業数は20社程度を想定する。

（2）参加者

原則、自社のリスクリソース人材育成計画の企画立案や施策の推進に関与できる役割や権限のある人物。例えば、経営層（代表取締役・取締役・執行役員）または管理職層など（主に部長級や課長級など）。

(3) 事業の全体像



(4) 事業における成果

参加企業到達レベル	成果目標
新規事業の創出や既存業務の高付加価値化といった成果や企業の持続的な成長につながる、経営戦略に紐づいた「リスキリング人材育成計画」の策定	リスキリング人材育成計画を策定した企業数 ※具体的な目標値については、参加企業数が確定した後に決定する。

5 本業務の内容

(1) 企画及び運営管理

以下（2）から（9）に掲げる本業務の企画及び運営管理を行うこと。

(2) 参加企業の募集

広島県は広島県リスキリング推進宣言制度への登録企業に対して本事業への参加募集を行うため、受託者は広島県がアプローチを行う企業以外のより多くの県内企業に向けて参加募集を行うこと。具体的な募集方法については提案書に記載すること。

(3) 参加企業の選考

本事業に対して申し込みのあった全ての企業に対し、広島県とともに適切かつ公正な方法で選考を行うこと。特に、選考過程においては、広島県と密に連携を図り、適宜指示・判断を仰ぐこと。

ア 選考においては、書類審査及び応募企業へのヒアリングを実施する予定である。なお、書類審査及びヒアリングの審査基準については、本事業を通してリスキリング人材育成計画を確実に策定し、事業終了後も当該計画に基づく取組が継続して実行される企業を選定するために必要な項目案等を提案書に記載し、委託契約後に広島県と調整等すること。

イ 上記書類審査の結果とともに、本事業終了後の取組の継続性や他の企業への波及効果などを評価した意見書を作成し、広島県に提出すること。

- ウ 意見書を踏まえて、広島県が応募企業へのヒアリングを行うことを想定しているが、ヒアリングも業務として行うことが可能である場合はその旨を提案書に記載すること。なお、事業参加企業が決定した際には、その結果を速やかに全ての申込企業に対して連絡すること。
- エ 参加企業の機密情報や個人情報の取扱いに関する取り決め、本事業での取組状況や結果を外部に原則公表することなどに対して、書面にてあらかじめ合意を得ること。なお、書面のフォーマットについては、広島県と協議して決定すること。

(4) キックオフイベントの開催

本事業参加者に対して、本事業の流れやリスクリソース人材育成計画の概要を説明するイベントを開催すること。

- ア 参加者が本事業で何に取り組むのかについて具体的なイメージを持てるとともに、本事業に取り組むモチベーションが得られるようなイベントとなるよう、企画及び運営管理を行うこと。
- イ イベントは、1回開催し、原則オンライン形式とすること。
- ウ できるだけ多くの本事業参加者がイベントに出席できるよう、早めの告知を行うこと。
- エ 受託者、広島県によるイベントに係る打ち合わせを開催日の3週間前までに1回以上行うこと。
- オ イベントで使用する資料は、受託者にて作成すること。
- カ イベントで使用する全ての資料（イベント当日のタイムテーブルや進行シナリオ等を含む）を電子データで開催日の2週間前までに広島県に提出し、承諾を得ること。
- キ イベント開催当日は安定したオンライン配信を行うために必要な機材・人員等一式を配置すること。
- ク イベント出席者を把握し、イベントを欠席した本事業参加者に対して、後日イベントのアーカイブを配付すること。

(5) リスキリング人材育成計画の作成支援

参加企業がリスキリング人材育成計画（以下「リスキリング計画」という。）を作成できるよう、ワークショップや個別伴走支援を行うこと。なお、リスキリングに関する内容のeラーニングなどワークショップや個別伴走支援をより効果的に機能させる施策を追加で実施する場合は、提案書に具体的に記載すること。また、作成したリスキリング計画に沿って参加企業が自走していくための支援を行う場合も提案書に具体的に記載すること。

ア リスキリング計画の位置付け



イ リスキリング計画の作成支援に当たっての留意点

(ア) リスキリング計画には以下の要素を盛り込むこと。

- a 参加企業の経営戦略を踏まえた現状や課題
- b a で掲げる課題の解消や経営戦略の実行のために必要な社内全体での人材像の設定
- c b に掲げる人材像が持つスキル等の設定
- d a～c を踏まえ、企業が実施するべきリスキリングの基本的な方針及び中長期的なゴールの設定
- e d を事業終了後も継続的に実践するための具体的なロードマップ

(イ) リスキリング計画の作成にあたっては、事業期間中に経営層に対して適切に説明・提案できるよう、課題を隨時把握し、必要な支援を行うこと。

ウ ワークショップの実施

(ア) ワークショップは、3回以上開催することを前提とすること。

(イ) ワークショップでは、参加者が今後の取組を進める上で習得すべきリスキリングの考え方や取組手順、成果を出すためのポイント、評価・処遇を見直すことの必要性等が学べる機会を提供し、リスキリング計画の作成に必要な知識のインプットを行うこと。なお、各回のワークショップのテーマ案については提案書に記載するとともに、委託契約後に広島県と協議して決定すること。

(ウ) ワークショップでは、参加者同士が交流できる企画内容を盛り込むこと。

(エ) ワークショップは、現地会場での開催を基本とし、より多くの参加企業が参加できるよう調整すること。なお、1事業者から複数の参加希望（経営者層、担当者層など）があった場合、オンラインでの参加も可能とし、現地参加者とオンライン参加者が円滑に意見交換できる環境を構築すること。

(オ) 現地会場は、参加希望者が収容可能であり、交通の利便性の高い県内の会場を確保すること。また、会場には、ワークショップ実施に必要な機材（インターネット通信が可能なパソコン、プロジェクター、スクリーン、レーザーポインター、マイク（有線及びワイヤレス）、音響機器、参加者の机、背もたれ付椅子、その他必要とされる機材）を広島県と協議の上、準備すること。

(カ) 参加者に対して、リスクリソース計画の作成や参加企業内の共有に向けた課題を提示すること。

エ 個別伴走支援の実施

(ア) 各参加者の進捗状況（ワークショップ欠席者のフォロー対応含む）を踏まえ、事業期間内で確実にリスクリソース計画を策定し、経営層に対して適切に説明・提案できるよう支援すること。

(イ) 個別伴走支援は、参加企業の意向等を踏まえて対面やオンラインを組み合わせて実施すること。

(ウ) 受託者は、個別に支援を行った場合には、実施内容（参加企業の課題・改善状況等を含む）について、5 (9) イに基づき、定期的に広島県に報告すること。

(6) 効果検証

参加者に対してアンケート調査等を行い、リスクリソース計画を作成した参加企業数を集計とともに、本事業を通して行った支援の効果を検証・分析し、とりまとめた上で、5 (8) に基づき、広島県に報告すること。

(7) 優良事例記事の作成

広島県と協議の上、リスクリソース計画の作成プロセスにおいて周りを巻き込むなど優れた動きをしたと認められる参加企業を取り上げて取材し、優良事例の記事を作成すること。なお、完成した記事は広島県のH P上に掲載するなど広島県が今後の施策の広報等に利用することを想定している。

(8) 実施報告書の作成

(1) から (7) までの業務の実施状況や達成状況、本業務を通じて得られた成果、次年度に向けた課題などをまとめた実施報告書を作成すること。

(9) その他

ア 業務実施計画書の作成

業務の実施に当たっては、実施体制や委託期間の業務スケジュール（週単位）等を明記した業務実施計画書を作成し、契約締結後速やかに広島県の合意を得ること。なお、合意を得た内容について、修正する必要が生じた場合には、速やかに広島県に報告すること。

イ 定期的な進捗報告の実施

受託者は、原則として、週1回程度業務の進捗状況（個別伴走支援の実施状況等）を広島県へ報告（様式は自由）するとともに、広島県と月1回程度の定期的な打合せを行うものとする（原

則オンラインでの開催を想定)。なお、突発的な事象が発生した場合は、広島県の求めに応じて、速やかに打合せを行うこと。受託者は、広島県との打合せ結果を記録にまとめ、速やかに(原則、打合せ実施日の翌開庁日以内)広島県に提出すること。

6 スケジュール

概ね次の日程で行うこととし、各業務の過程において、適宜、広島県と打合せを行いながら実施すること。



7 納品物の提出

受託者は、次に掲げるものを基準として、提出方法及び媒体を広島県と協議の上、各業務の納品物を契約期間内に提出するものとする。

納品物	納期
業務実施計画書	契約締結後速やかに
業務進捗状況報告	週1回程度
参加企業書類審査結果及び意見書	書類審査終了後速やかに
参加者からの相談内容及び対応状況報告書	月1回以上
優良事例記事	別途広島県が指示
実施報告書	別途広島県が指示
本業務の遂行にあたって作成した資料等のうち、広島県と協議の上、納品物として指定したもの	別途広島県が指示

8 著作権の帰属

(1) 本業務の成果物に係る著作権、所有権その他の権利は、受託者が契約締結前から保有していた著作物の著作権を除き、全て広島県に帰属し、受託者は、広島県が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。

- (2) また、広島県は、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用（加工を含む。）を許諾できるものとする。
- (3) 本業務の作成に必要な許諾取得は受託者で行うものとする。

9 再委託等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託（二以上の段階にわたる委託及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下「再委託等」という。）することは認めない。ただし、特段の事情があり委託業務の一部を再委託等しようとする場合は、次の点等を明確にして、予め広島県の承諾を得ること。
 - ア 再委託等する業務の範囲及び金額
 - イ 再委託等する合理性及び必要性
 - ウ 再委託等の相手方の概要及びその体制（業務履行能力）と責任者
 - エ 再委託等業務の運営管理方法
- (2) 本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託等することはできない。また、本業務の契約金額に占める再委託等金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- (3) 再委託等の相手方に対して、業務委託契約約款、機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項、受託者向け情報セキュリティ遵守事項に記載する事項を遵守させること。再委託等の相手方の行為については、受託者が再委託等の相手方と連帯してその責任を負うこと。

10 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため広島県と緊密に連携しながら業務を進めること。また、本業務の支障がない範囲で、広島県が行う他事業との連携を図ること。
- (2) 広島県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、仕様の変更に可能な限り応じること。
- (3) 本業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、広島県と協議の上処理すること。
- (4) 業務内容に疑義が生じた時は、広島県はその都度、受託者に対し状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、速やかに広島県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 広島県は業務内容等を確認する場を設けることができる。その際には、受託者は仕様内容を満たしていることを示す必要証憑を提示しなければならない。

11 契約に関する条件等

- (1) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用することはできない。また、受託業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務内で受託者が新たに取得した個人情報等については、業務委託契約約款別記「機密情報取扱特記事項」、「情報セキュリティに関する特記事項」及び「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を遵守し、適切に管理を行うとともに、(6)の個人情報を含まない統計情報を除き、本事業の委託期間終了後に広島県の指示に基づいて適切に返却又は破棄すること。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項については、広島県と受託者の協議により定めるものとする。